

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 電子処方箋の発行ができる体制を有しています。
5. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については今後導入予定です。
6. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけ、ポスター掲示を行っています。
7. 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し、および活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

上記の体制により、令和 8 年 6 月の診療報酬改定に伴い、

初診・再診時に「電子的診療情報連携体制整備加算」を月 1 回算定いたします。

ご理解のほど、よろしくお願い致します。

令和 8 年 6 月